

●香川県選挙管理委員会告示第63号

令和4年8月28日執行予定の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区、坂出市選挙区、善通寺市選挙区及び観音寺市選挙区）に係る選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により次のとおり定める。

令和4年8月11日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙時登録の基準日 令和4年8月18日